明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（二六）　二
〔省　令〕
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働一五）　三
○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（同一六）　三
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（同一七）　四
〔告　示〕
○運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件（国家公安委六）　四
○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（経済産業一四）　四
○火薬類取締法施行規則第一条の四第七号の規定に基づき火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定した告示を廃止する件（同一五）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第二六号）（厚生労働省）

一　障害者自立支援法施行令の一部改正関係

1　障害福祉サービスに係る負担上限月額等について、法律上家計の負担能力その他の事情をしん酌して定めることとなったことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（第一七条、第一九条、第三五条及び第四二条の四関係）

2　地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給に関し、必要な事項を定めることとした。（第二六条の六～第二六条の八関係）

3　指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の欠格事由等に関する国民の保健医療又は福祉に関する法律は、児童福祉法等とすることとした。（第二六条の一〇及び第二六条の一五関係）

4　高額障害福祉サービス等給付費の支給要件、支給額、高額障害福祉サービス等給付費算定基準額等を定めることとした。（第四三条の四～第四三条の六関係）

5　平成二四年三月三一日までの指定自立支援医療等に係る負担上限月額等の経過措置を延長することとした。（附則第一二条～附則第一三条の二関係）

二　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　障害児通所支援に係る負担上限月額等を定めることとした。（第二四条及び第二五条の二関係）

2　高額障害児通所給付費の支給要件、支給額、高額障害児通所給付費算定基準額等を定めることとした。（第二五条の五及び第二五条の六関係）

3　指定障害児通所支援事業者の指定の欠格事由等に関する国民の保健医療又は福祉に関する法律は、身体障害者福祉法等とすることとした。（第二五条の七第一項及び第二五条の一一第一項関係）

4　指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を行うものに係る指定の欠格事由等に関する国民の保健医療又は福祉に関する法律は、3に規定するもののほか、医師法等とすることとした。（第二五条の七第二項及び第二五条の一一第二項関係）

5　肢体不自由児通所医療に係る負担上限月額を定めることとした。（第二五条の一二関係）

6　障害児入所支援に係る負担上限月額を定めることとした。（第二七条の二関係）

7　高額障害児入所給付費の支給要件、支給額、高額障害児入所給付費算定基準額等を定めることとした。（第二七条の四及び第二七条の五関係）

8　指定障害児入所施設の指定の欠格事由等に関する国民の保健医療又は福祉に関する法律は、身体障害者福祉法等とすることとした。（第二五条の七第一項及び第二七条の一一第一項関係）

9　指定障害児入所施設のうち障害児入所医療を提供するものに係る指定の欠格事由等に関する国民の保健医療又は福祉に関する法律は、8に規定するもののほか、健康保険法等とすることとした。（第二七条の一一第二項関係）

10　障害児入所医療に係る負担上限月額を定めることとした。（第二七条の一三関係）